

【表6】国が示した合併協議スケジュール

合併協議準備期	合併協議第Ⅰ期	合併協議第Ⅱ期	合併準備期
H 15年6月～7月 (2カ月)	H 15年8月～H 16年1月 (6カ月)	H 16年2月～9月 (8カ月)	H 16年10月～H 17年3月 (6カ月)
合併協議準備会	合併協議会		合併協議会事務局
◇協議会設置協議、準備 ・スケジュール作成 ・組織立案 ・予算案作成 ◇協議会規約等の協議	◇市町村建設計画案策定 →公表・通知 ◇事務現況調査票作成	◇協定項目協議 ・合併の方法、合併期日等 ・議員定数、任期等 ・その他 ◇市町村建設計画の策定	◇人事・組織方針策定 ◇電算システム変更・統一
議決 関係市町村議会	規約等の告示	道知事への届出	合併協議会設置
			国へ届出・総務大臣告示
			合併申請・道議会議決
			合併調印・市町村議会議決

※参照：「合併協議会の運営の手引き」（平成13年8月発行）



③市町村合併の方向性決定時期
総務省発行の「合併協議会の運営の手引き（市町村合併法定協議会運営マニュアル）」では、「法定協議会で合併の是非も含めて検討するために、まず早急に協議会を設置することが先決」であり、「市町村合併法定協議会の設置から合併実現までの期間を、22カ月が必要」と述べています。
この運営マニュアルで示された日程で、合併特例法の期限（平成17年3月31日）までに合併を実現させようとした場合、遅くとも来年6月から協議会設立準備を進めることが必要です。【表6】

そのためには、それまでに合併の議論を進め、「関係市町村や地域住民の一定の合意」が整っていることが前提になります。
市町村合併について、市民みんなで考えるため、市では、今後、パンフレットの作成と全戸配布を行ないます。
「お茶の間トーク」も受け付けています。合併についての疑問、課題など担当職員が出向いて説明します。お気軽にお申し込みください。

●お問合せ●
市町村合併に関する皆さんの疑問や質問にお答えします。
留萌市役所
企画財政部調整課
☎ 42-1801
(内線 298)

■今月号では、合併を考える一般的な素材をレポートしました。
次号では、具体的なモデルから、わたしたちが考えるべき課題をレポートします。
□12月号（予告）
『もつと具体的に考えよう！ わたしたちの自治にふさわしいかたち』
①比べてみよう！ こんなにも関わっている
②どんな姿になるのかな？
③効果は本当にあるの？
④結論を出す前に！ 財政支援策とその疑問
⑤合併が単独か、それが問題だ！

【表5】広域連合と合併の比較

区分	広域連合	合併
議決・政策決定	○ 構成市町村での議決が必要のため、それぞれの地域住民で考え、判断が反映される。 × 構成市町村での議決が必要のため、政策決定までの時間がかかる。	○ 一市町村の議決ですむため、迅速な政策決定が期待できる。 × 地域住民の考え等が、十分に反映されない可能性がある。
予算	× 構成市町村が、個別に予算計上するため、費用と効果の関係が不透明になりやすい。	○ 予算が一括計上となるため、費用と効果の関係が明確になる。
担当職員	× 各市町村に担当職員が必要となるため、非効率になりやすい。	○ 一市町村の担当セクションの人員配置となるため、人員削減が可能である。
事業展開	○ 各市町村の独自性を生かした事業を行える。	× 事業展開が画一化し、それぞれの地域の実態にそぐわないものになる恐れがある。
行政サービス	○ 住民に、きめ細かいサービスを提供できる。	× 地域の周辺部では、きめ細かい住民サービスが行われなくなる可能性がある。
住民の関心	× 廃棄物処理場等の建設場所以外の自治体住民には、無関心となる恐れがある。	○ 施設建設に対して、住民の議論が活発に行われる。
利害調整	× 利害等が生じた場合に調整が難しくなる可能性が大きい。	○ 利害関係が生じて、行政、住民や議会等で十分議論を行ない、解決策を検討しやすい環境にある。

合併と広域連合はどう違うの？

日常生活で、「人」「もの」「情報」は、市町村の区域を意識することなく行き来しています。
行政区域と日常生活圏の二つを近付けようとして、周辺市町村が一つになるのが「合併」ともいえます。
市町村区域をそのままにして、ある目的のために、一定の分野だけ連携、協力して広域的に行政サービスを進めるのが「広域連合」です。
一般的に「合併」は政策決定の早さ、費用対効果を明確に示すことが容易で、効率性などの面から利点があるといえます。「広域連合」は、住民の声が反映されやすく、各市町村の独自性を保ったまま広域的な事業を展開できるなどの利点があります。【表5】

みんなで「合併問題」を真剣に考えたい。でも、時間が……

これまで、合併による市町村の変化、北海道の特異な事情、合併以外の方法を見てきた。
しかし、平成の大合併には、決断までの時間制限がある。考える時間はそう長くはない。

市町村を取り巻く環境の変化に対応していく手段として、市町村合併を考える場合に、注意しなければならない点を整理します。

①市町村合併の考え方
市町村合併をする、まちの規模や区域の設定・変更が行われ、新たなまちづくりを進めることとなります。そのため、合併するまちで働き、生活している住民には、大きな影響をもたらします。したがって、合併を進めようとする場合、何のための合併なのか（目的）、どのような地方自治体を形成するのか（ねらい）、住民の生活はどう変化するか（影響）、まちは活性化するか（効果）、といった点について議論を進めなければなりません。

②市町村合併特例法の期限
今回の市町村合併の議論には、時間的な制約があります。それは、市町村合併に必要な費用に対する国などの支援は、市町村合併特例法によって決められていて、この法律

の期限が、平成17年3月31日までとなっているからです。もちろん市町村合併は、関係市町村が自主的に検討し進めるものであり、いつまでに決めなければならないというものはありません。新しいまちづくりをどのように進めるのか徹底的に議論し、合併の是非は、住民が自主的に判断するものです。

このように、合併支援を受けることができる期限が迫っており、将来のまちづくりを進める手法として合併を選択する場合は、期限までに合併を実現することが、財政的に有利な一面があるという現実も考えなければならぬ時期にきています。